

低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定基準の改正について

国の低入札調査基準価格の算定基準が改正されたことを踏まえ、本市の低入札調査基準価格及び最低制限価格におきましても同様の改正を行いますのでお知らせします。

1 改正時期

平成 2 5 年 7 月 1 日以降に入札公告を行う契約案件から実施します。

2 改正内容

低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定基準を以下のとおりとします。

(※端数処理があります。)

	現行		改正後
営繕工事以外の工事	【範囲】 予定価格の 7 0 % ~ 9 0 %		【範囲】 予定価格の 7 0 % ~ 9 0 %
	【算定基準】 ①直接工事費の 9 5 % ②共通仮設費の 9 0 % ③現場管理費の 8 0 % ④一般管理費の <u>3 0 %</u> } 合計額 × 1 . 0 5		【算定基準】 ①直接工事費の 9 5 % ②共通仮設費の 9 0 % ③現場管理費の 8 0 % ④一般管理費の <u>5 5 %</u> } 合計額 × 1 . 0 5
営繕工事	【範囲】 予定価格の 7 0 % ~ 9 0 %		【範囲】 予定価格の 7 0 % ~ 9 0 %
	【算定基準】 ① { 直接工事費 - (直接工事費の 1 0 %) } の 9 5 % ②共通仮設費の 9 0 % ③ { 現場管理費 + (直接工事費の 1 0 %) } の 8 0 % ④一般管理費の <u>3 0 %</u> } 合計額 × 1 . 0 5		【算定基準】 ① { 直接工事費 - (直接工事費の 1 0 %) } の 9 5 % ②共通仮設費の 9 0 % ③ { 現場管理費 + (直接工事費の 1 0 %) } の 8 0 % ④一般管理費の <u>5 5 %</u> } 合計額 × 1 . 0 5

予定価格が 1 億円を超える工事は、上記算定基準で算定した合計額にランダム係数 (0 . 9 9 から 1 . 0 1 までの範囲内で、0 . 0 0 1 単位で無作為に抽出した数) を乗じて算定します。